

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項 目				図面番号	確認欄
1 消防法関係					
(1) 建築基準関係規定					
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					
建築物概要					
全体	構造		区 分		
	工事種別		階 数		
	高 さ		壁、天井の内装		
階別	用途・項 収容人員		延べ面積		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。 ※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。					
用途ごとの面積・収容人員					
用 途		面 積	収容人員		
1、2階の床面積の合計					
地階の床面積の合計					
令13条	自動車の修理又は整備の用に供される部分	階・面積	階	m ²	
	駐車のに供される部分	階・面積	階	m ²	
		機械式駐車場台数		台	
	電気設備	床面積		m ²	
	多量の火気使用	床面積		m ²	
	通信機器室	面積		m ²	
	少量危険物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数			
指定可燃物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数				
	その他				
設置する消防用設備等					

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項 目	図面番号	確認欄
(1)道路との関係、敷地内通路		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)		
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)		
ウ 敷地と道路との関係(法43条)		
エ 道路内の建築制限(法44条)		
(2)主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)		
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)		
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)		
エ 防火地域内の建築物(法61条)		
オ 準防火地域内の建築物(法62条)		
(3)屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)		
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)		
(4)外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)		
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)		
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)		
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)		
(5)防火区画		
ア 防火壁(法26条)		
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)		
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)		
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)		
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)		
(6)廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)		
(7)階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)		
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)		
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)		
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)		
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)		
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)		
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)		
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)		
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)		
(8)出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)		
イ 屋外への出口(法35条、令125条)		
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)		
(9)屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項 目	図面番号	確認欄
(10)内装制限		
ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)		
(11)非常用昇降機		
ア 非常用の昇降機(法34条2項)		
(12)排煙設備		
ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)		
(13)非常用照明		
ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)		
(14)非常用進入口		
ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)		
(15)地下街		
ア 地下街(法35条、令128条の3)		
(16)簡易な構造の建築物		
ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)		
(17)条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条～)		
ア 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物		
イ 長屋		
ウ 倉庫		
エ 自動車車庫		
オ 自動車修理工場		
3 その他の法令		
4 備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項 目				図面番号	確認欄		
1 消防法関係 ← 「建築基準関係規定」(建基法6条、建基令9条)と「その他」							
(1) 建築基準関係規定 に分類し、法的位置づけを明確化した。							
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					○		
建築物概要							
全体	構造	鉄筋コンクリート造	区 分	耐火建築物	2~5	○	
	工事種別	新築	階 数	7/0			
	高 さ	21m	壁、天井の内装	準不燃材料			
	用途・項 収容人員	複合用途・16項イ 470人	延べ面積 特定1階段	4,000㎡ 該当なし			
階別	地下1階	用途・項	共同住宅・5項口(駐車場)	床面積	500㎡	6~10	○
		無窓階判定	—————	収容人員	0人		
	1階	用途・項	物品販売店・4項	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	260人		
	2階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	35人		
	3階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	35人		
	4階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	35人		
	5階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	35人		
	6階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡		
		無窓階判定	普通階	収容人員	35人		
7階	用途・項	共同住宅・5項口	床面積	500㎡			
	無窓階判定	普通階	収容人員	35人			
※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。							
※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。							
用途ごとの面積・収容人員							
用 途		面 積	収容人員				
物品販売店・4項		500㎡	260人	6~7	○		
共同住宅・5項口		3,500㎡	210人				
1、2階の床面積の合計		1,000㎡		6~7	○		
地階の床面積の合計		500㎡		6	○		
令13条	自動車の修理又は整備の用に供される部分		階・面積	階	㎡		
	駐車のに供される部分		階・面積	地下1階	500㎡	6	○
			機械式駐車場台数	—————	台		
	電気設備		床面積		㎡		
	多量の火気使用		床面積		㎡		
	通信機器室		面積		㎡		
	少量危険物の貯蔵、取扱い		品名・数量・倍数				
	指定可燃物の貯蔵、取扱い その他		品名・数量・倍数				
設置する消防用設備等							
消火器	屋内消火栓設備	泡消火設備		8~25	○		
自動火災報知設備	放送設備						
避難器具	誘導灯						
連結送水管							

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項 目	図面番号	確認欄
(1) 道路との関係、敷地内通路 物の確認に対する同意事務の取扱いについて」による分類		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)	44	○
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)	—	○
ウ 敷地と道路との関係(法43条)	44	○
エ 道路内の建築制限(法44条)	44	○
(2) 主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)	—	○
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)	45	○
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)	—	○
エ 防火地域内の建築物(法61条)	—	○
オ 準防火地域内の建築物(法62条)	—	○
(3) 屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)	45	○
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)	—	○
(4) 外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)	—	○
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)	—	○
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)	—	○
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)	—	○
(5) 防火区画		
ア 防火壁(法26条)	—	○
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)	46	○
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)	46	○
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)	46	○
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)	47	○
(6) 廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)	48	○
(7) 階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)	2～5	○
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)	2～5	○
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)	2～5	○
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)	2～5	○
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)	—	○
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)	2～5	○
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)	2～5	○
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)	2～5	○
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)	—	○
(8) 出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)	2	○
イ 屋外への出口(法35条、令125条)	2	○
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)	3	○
(9) 屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)	—	○

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項 目	図面番号	確認欄
(10)内装制限		
ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)	8	○
(11)非常用昇降機		
ア 非常用の昇降機(法34条2項)	—	○
(12)排煙設備		
ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)	52	○
(13)非常用照明		
ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)	53	○
(14)非常用進入口		
ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)	54	○
(15)地下街		
ア 地下街(法35条、令128条の3)	—	○
(16)簡易な構造の建築物		
ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)	—	○
(17)条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条～)		
ア 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物	5、8、7	○
イ 長屋	—	○
ウ 倉庫	—	○
エ 自動車車庫	25	○
オ 自動車修理工場	—	○
3 その他の法令	—	○
4 備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。